広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問4(情)第10号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が行った行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定に対する本件審査請求は、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年2月28日付けで、広島県情報公開条例(平成13年 広島県条例第5号)第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の 開示の請求をした。

(開示の請求をした行政文書の件名又は内容)

具体的に募集活動等ができるとする自衛隊法などにおいて、憲法と教育 基本法および個人情報保護法等との整合性があるとした意思形成過程およ び法的根拠等の判(分か)る記録・資料等

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和4年3月14日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年6月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

なお、当該審査請求は行審法第18条第1項に規定する審査請求期間(3か月)を経過して行われたものである。当該審査請求書については、同項ただし書に規定する「正当な理由」の記載が必要であるとして、令和4年7月28日付けで補正を求めたところ、同年8月11日付けで補正書が提出されたが、

補正されなかった。

第3 審査会への諮問

審査請求人に対する弁明及び審査請求人からの反論の後、実施機関は、本件審査請求について、令和4年10月14日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求の適法性について

審査請求人は、本件処分を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行ったものである。

行審法第18条第1項には、「処分についての審査請求は、処分があったこと を知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をした ときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日か ら起算して1月)を経過したときは、することができない。」と規定されてお り、同項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合にお いて、請求期間内に審査請求をすることができなかった正当な理由がある場 合には、例外が認められているが、行審法第19条第5項第3号では、審査請 求期間の経過後に審査請求をする場合には、審査請求期間経過後に審査請求 をする正当な理由の有無を審査する必要があるため、審査請求期間の経過後 に審査請求をする正当な理由を審査請求書に記載しなければならないことと されている。また、行審法第23条には、「審査請求書が第19条の規定に違反す る場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべき ことを命じなければならない。」と規定されており、行審法第24条には、「前 条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、 審査庁は、次節に規定する審査手続を経ないで、第45条第1項又は第49条第 1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と規 定されている。

本件審査請求は、審査請求期間経過後に行われているにもかかわらず、本件審査請求書には、審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由の記載

がなかった。そのため、実施機関は、審査請求人に対し、令和4年7月28日付け市行第1934号補正命令書により、当該不備を補正するよう命令し、同年8月11日付けで審査請求人から補正書が提出されたが、当該不備の補正についての内容は記載されておらず、審査請求人は補正に応じなかった。さらに、弁明書において「審査請求期間(3か月間)を経過していることについての正当な理由の説明が明確にされなかった」と実施機関が主張しているにもかかわらず、その後に審査請求人から提出された反論書及び意見書においても当該不備の補正については記載がなかった。

したがって、審査請求期間経過後に審査請求を行っているにもかかわらず、 審査請求人は当該不備を補正しなかったため、本件審査請求は不適法である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|-------------|
| 令和 4 年10月14日 | ・諮問を受けた。 |
| 令和5年12月21日 (令和5年度第8回第2部会) | ・諮問の審議を行った。 |
| 令和6年1月25日 (令和5年度第9回第2部会) | ・諮問の審議を行った。 |
| 令和6年2月22日 (令和5年度第10回第2部会) | ・諮問の審議を行った。 |
| 令和6年3月28日 (令和5年度第11回第2部会) | ・諮問の審議を行った。 |
| 令和6年5月30日 (令和6年度第2回第2部会) | ・諮問の審議を行った。 |

参考

答申に関与した委員 (五十音順)

【第2部会】

| 石 井 誠一郎 (部 会 長) | 弁護士 |
|-----------------|----------|
| 西條潤 | 近畿大学准教授 |
| 山 﨑 俊 恵 | 広島修道大学教授 |

| - 4 | 1 - |
|-----|-----|
| | |